

お知らせ

記者発表資料
配 布 日

平成27年 9月30日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、広島経済記者クラブ

「大型車通行適正化方針」を踏まえた連絡協議会開催 中国地方の具体的な取組に向けてスタート

1. 背景

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していくとともに、道路の劣化への影響が大きい大型車両の通行の適正化が必要とされています。

2. 概要

中国地方整備局では、大型車両の適正かつ安全な通行に向けて、関係機関・団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換、従来とは異なる手法も取り入れた広報活動を中心とする取組検討を進めるため、平成27年10月5日に「大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会」（仮称）を開催します。

3. 開催日時・場所

日時：平成27年10月5日（月） 13：30から

場所：広島合同庁舎3号館 1階 共用第15会議室

広島市中区上八丁堀6-30（別紙詳細図参照）

4. 参考資料 別添1（背景、次第(案)、名簿(案)、適正化方針参考資料）

5. 取材について

当日は、報道席を設けており、会場の受付を通じてご入場いただけます。本協議会の資料は受付時に配布します。なお、取材は、冒頭あいさつまでとし、以降は非公開とさせていただきます。会議終了後は会場にてご質問等をお受けします。

<問い合わせ先>

国土交通省中国地方整備局 TEL(082)-221-9231（代表）：（平日・昼間）

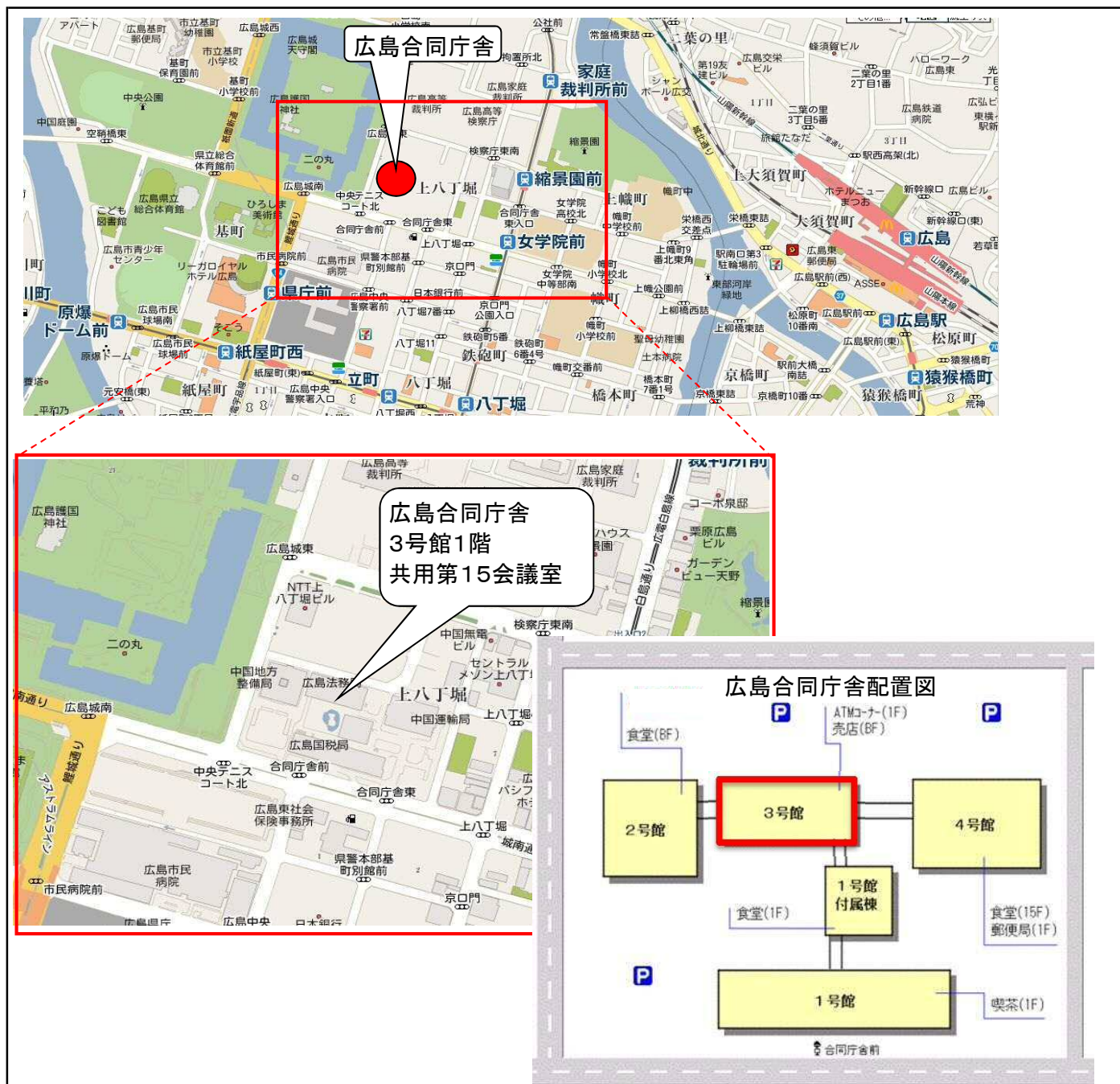
【担 当】 道路部 交通対策課長 やすの さとし 安野 聡 （内線4511）

道路部 建設専門官 もりおか としゆき 森岡 敏幸 （内線4517）

【広報担当窓口】

中国地方整備局 広報広聴対策官 ひらかわ まさふみ 平川 雅文 （内線2117）

中国地方整備局 企画部 環境調整官 た お かずなり 田尾 和也 （内線3114）



◆ 住所、電話番号、会場へのアクセス 等

住所：広島市中区上八丁堀6-30

TEL：082-221-9231(代表)

会場：広島合同庁舎 3号館1階 共用第15会議室

【参考】

担当：中国地方整備局 道路部 交通対策課 田島(内線4531)

会場へのアクセス：

- ・広島駅南出口 → 駅前バス停Bホーム 7番、8番、9番乗り場より「合同庁舎前」下車 徒歩
- ・広島バスセンター より徒歩

別添1

協議会開催の背景

道路の老朽化対策が喫緊の課題である中で、平成26年5月9日、国土交通省道路局より大型車通行適正化方針が示され、効率的かつ迅速な物流の実現による経済活動の向上等を図るため、車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可を簡素化する一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両に厳罰を課すなどの対策が必要とされています。

このような状況を受け、中国地方整備局は具体的な取組として、大型車の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的に、大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会」(仮称)を関係企業団体7団体、警察関係6団体、中国運輸局、道路管理者11団体の合計25団体で設立し、今後広報活動を中心とした検討と取組を継続的に展開していくものです。

第1回 大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会(仮称)

日時：平成27年10月 5日（月）

13：30～15：30

場所：広島合同庁舎 3号館1階
共用第15会議室

～ 次 第（案） ～

1．開会

2．挨拶

3．議題

(1)連絡協議会(仮称)の設立について

(2)適正化方針の状況について

1) 適正化方針

2) 現状の取組

(3)現状の課題について

(4)今後の取組について

4．その他

5．閉会

大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会委員 名簿（案）

（順不同・敬称略）

○関係企業団体

- ・ 中国地方商工会議所連合会 地域振興担当部長
（広島商工会議所）
- ・ 一般社団法人 中国経済連合会 社会基盤部長
- ・ 一般社団法人 鳥取県トラック協会 専務理事
- ・ 公益社団法人 島根県トラック協会 専務理事
- ・ 一般社団法人 岡山県トラック協会 専務理事
- ・ 公益社団法人 広島県トラック協会 専務理事
- ・ 一般社団法人 山口県トラック協会 専務理事

○警察

- ・ 中国管区警察局 総務監察・広域調整部 広域調整第二課長
- ・ 鳥取県警察本部 交通部 交通指導課長
- ・ 島根県警察本部 交通部 交通指導課長
- ・ 岡山県警察本部 交通部 交通指導課長
- ・ 広島県警察本部 交通部 交通指導課長
- ・ 山口県警察本部 交通部 交通指導課長

○道路管理者及び関係行政機関

- ・ 国土交通省 中国地方整備局 道路部 道路情報管理官（会長）
- ・ 国土交通省 中国地方整備局 道路部 交通対策課長
- ・ 国土交通省 中国運輸局 自動車交通部 貨物課長
- ・ 国土交通省 中国運輸局 自動車交通部 首席自動車監査官
- ・ 国土交通省 中国運輸局 自動車技術安全部 保安・環境調整官
- ・ 国土交通省 中国運輸局 自動車技術安全部 技術課長
- ・ 鳥取県 県土整備部 道路企画課長
- ・ 島根県 土木部 道路維持課長
- ・ 岡山県 土木部 道路整備課長
- ・ 広島県 土木建築局 道路河川管理課長
- ・ 山口県 土木建築部 道路整備課長
- ・ 岡山市 都市整備局 道路港湾管理課長
- ・ 広島市 道路交通局 道路管理課長
- ・ 西日本高速道路株式会社 中国支社 保全・サービス事業部交通管制課長
- ・ 本州四国連絡高速道路株式会社岡山管理センター管理営業課長
- ・ 本州四国連絡高速道路株式会社尾道管理センター管理営業課長
- ・ 広島高速道路公社 総務部 交通管理課長

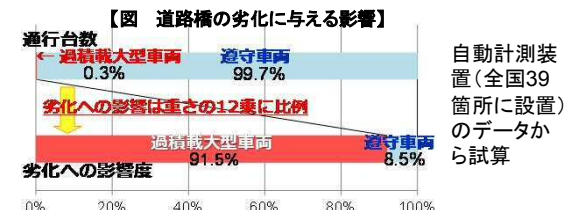
【参考】大型車適正化方針

道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

背景

1. **0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。**
→ **軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当**
2. 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。

※車両総重量20tを超える違反車両



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

(1) バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

- ・バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5tに緩和
※H27年3月31日通達発出
※H27年6月から運用開始

(2) 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

- ・45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和
※H27年3月31日通達発出
※H27年6月から運用開始

(3) 許可までの期間の短縮

- ①主要道路情報のデータベース化を促進【継続して実施】
※H26年7月以降各道路管理者に対して協力要請。
- ②通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進【継続して実施】
※H26・27年度に順次実施
- ③大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施【H26年度から実施】※H26年10月27日より実施
- ④通行許可に係る審査体制の集約化【H27年度から段階的実施に向けて準備】
※H27年度より段階的実施

(4) 適正に利用する者の許可の簡素化

- ①違反実績のない者に対して許可期間(現行2年)の延長【H27年度実施に向けて準備】
- ②ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用【H28年度実施に向けて準備】

違反取締りや違反者への指導等の強化

(1) 違法に通行する大型車両の取締りの徹底

- ①自動計測装置の増設【H26年度から実施】
※H26年度2箇所増設予定。併せて簡易な計測装置の検討を実施
- ②コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施【継続して実施】
※直轄と首都高が連携した取締りを実施するなど箇所数・回数の増加

(2) 違反者に対する指導等の強化

- ①国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施(措置命令4回又は是正指導5回で告発)【※H25年3月から実施】
- ②特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施【※H27年2月23日から施行】
- ③改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施【※H26年5月30日から実施】

(3) 関係機関との連携体制の構築

- ①国土交通省(道路局及び自動車局)、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施【H25年度から実施】
※年間3回程度開催
- ②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示【H26年度から実施】※H27年4月から新基準により運用
- ③自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。【H26年度から実施】※H27年3月から実施

本方針を実施することによる効果

・道路構造物の長寿命化

・効率的かつ迅速な物流の実現

・交通の危険の防止